

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	危険物施設の許可取消し、使用停止命令		
根拠法令及び条項	消防法第12条の2第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>1 使用停止命令 根拠条項（消防法第12条の2第1項）各号に該当するときに行うものとし、その停止期間は、違反状態の是正のために必要と認められる期間とする。</p> <p>2 許可取消し （1）消防法第12条の2第1項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が当該命令に違反したとき。 （2）消防法第12条の2第1項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じ、当該危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用停止を命じられるに至った保安検査若しくは定期点検に関する規定に違反する事実について改善がなされず、再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。 （3）客観的状況から判断して、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、同法第12条の2第1項の規定に基づく危険物施設の使用停止命令では不十分と判断されるとき。</p>		
処分基準設定年月日	令和6年 3月21日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 消防課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。